

資料編

Data

1 笠松町総合計画審議会 諮問・答申

(1) 笠松町第5次総合計画の策定について(諮問)

笠松町総合計画審議会 会長 様

笠 企 第 1 8 0 号

平成22年7月26日

笠松町長 広 江 正 明

笠松町第5次総合計画の策定について(諮問)

笠松町総合計画審議会条例(昭和55年7月12日条例第17号)第2条の規定に基づき、
笠松町第5次総合計画の策定について諮問します。

(2) 笠松町第5次総合計画の策定について(答申)

平成23年1月13日

笠松町長 広江 正明 様

笠松町総合計画審議会
会 長 岩井 弘 栄

笠松町第5次総合計画の策定について(答申)

平成22年7月26日付け笠企第180号によって本審議会に諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、笠松町第5次総合計画(案)を別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、まちづくりの将来像である「清流木曽川に抱かれた“ひと・まち・自然”輝く創造文化都市」の実現に向け、この計画に掲げた各種施策の着実な実施を求めるとともに、下記の事項に十分配慮し、最善の努力をされるよう要望します。

記

1. 本計画の趣旨や内容を分かりやすく住民に周知するとともに、計画内容の進ちょく状況を随時把握し、住民へ公表し、広く住民の理解と協力を求め、住民参画と協働によるまちづくりを進めていただきたい。
2. 行政運営においては、行政改革の推進と効率的な予算執行による堅実な行政経営を行うとともに、住民に分かりやすい財政状況の公表に努め、財政の透明化を進めていただきたい。
3. 計画期間が長期な為、今後の社会経済情勢などの変化を的確に把握され、内外の動向等にも十分留意し、柔軟に町政運営を進めていただきたい。

2 笠松町総合計画審議会設置条例

昭和 55 年 7 月 12 日
条例第 17 号

改正 平成 11 年 3 月 18 日条例第 6 号 平成 13 年 3 月 26 日条例第 1 号
平成 21 年 12 月 22 日条例第 23 号

(設置)

第 1 条 町長の諮問機関として、笠松町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、笠松町総合計画の策定に関する事項を審議する。
(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。
(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 町議会議員
- (3) 公募による者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画環境経済部において処理する。
(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 6 号抄)

(施行期日)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 1 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 笠松町総合計画審議会 名簿

委員区分	委員氏名	選出団体・役職等
有 識 者	伊藤 弘	老人クラブ連合会 会長
//	◎岩井 弘栄	羽島郡二町教育委員会 教育委員
//	岩田 壽	農業委員会 会長
//	加藤 知彦	商工会 代表
//	加藤 大武	(社) 岐阜青年会議所 理事長
//	久納 万里子	元男女共同参画推進懇話会 委員 元岐阜圏域ネットワーク会議 委員
//	志智 慈朗	県青少年育成推進指導員
//	杉山 広子	元体育指導員
//	高木 美登里	母子保健推進委員 代表
//	勅使川原 久貴子	民生児童委員 体育施設運営委員会 委員
//	○道家 嗣典	道徳のまち笠松推進会議 委員
//	服部 靖嗣	社会福祉協議会 会長
//	松波 英寿	羽島郡医師会 理事
//	松原 功	産業界代表
//	山田 善夫	町内会連合会 会長
町 議 会 議 員	船橋 義明	町議会議員
//	安田 敏雄	町議会議員
公 募 に よ る 者	名和 秀司	公募委員
//	林 艶子	公募委員

◎会長 ○副会長(敬称略)

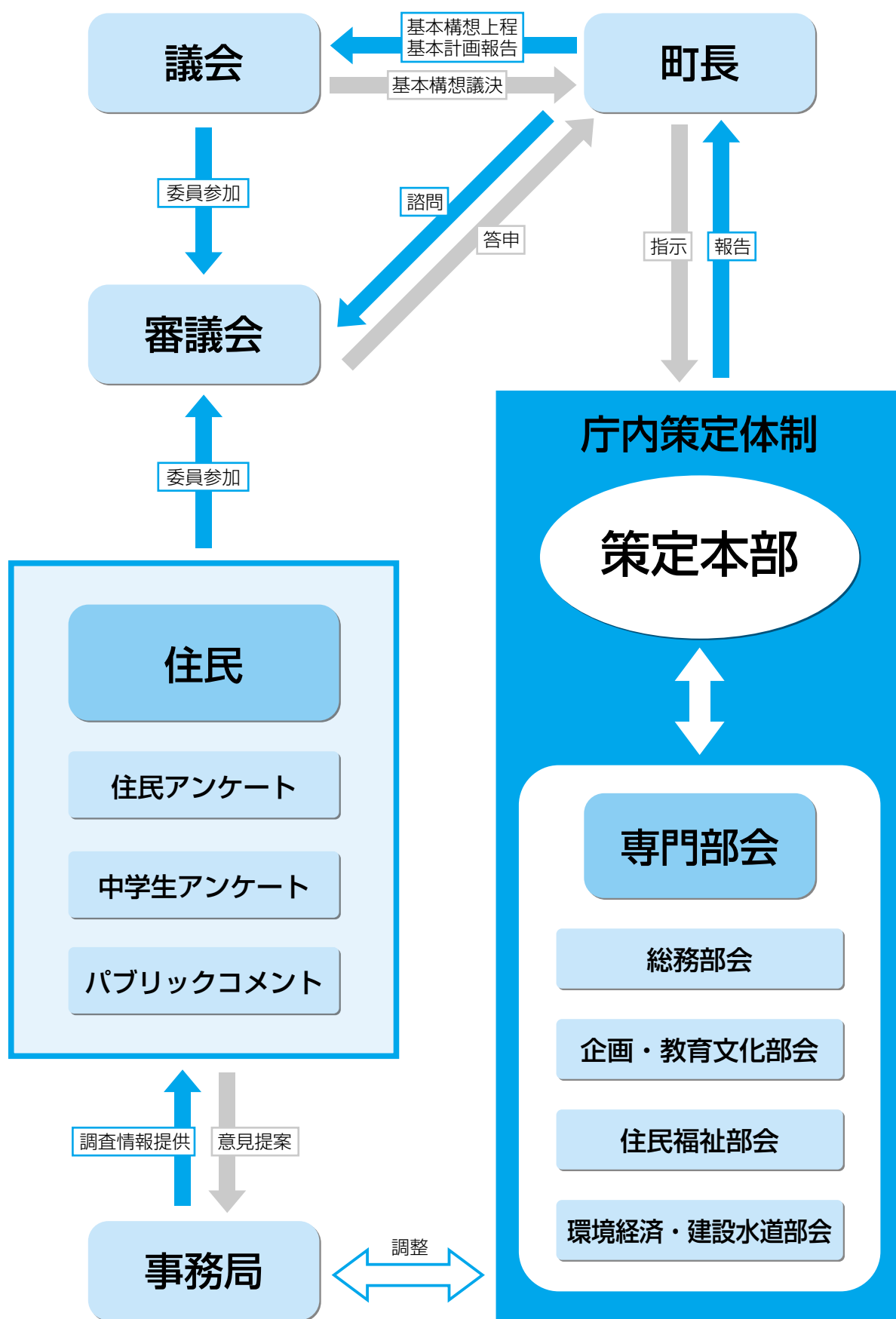
※委員区分別、50音順



4 笠松町第5次総合計画策定の経過

年	月日	項目内容
平成 21 年度	7月 15 日	第 1 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	8月 19 日	笠松町第 5 次総合計画策定専門部会 (全体会)
	9月 1 日	第 2 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	9月～12月	庁内各課・関係機関における現行事業・方向性の確認
	10月～11月	住民意識調査 (一般住民、中学生、職員) の実施
	3月 23 日	第 3 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
平成 22 年度	5月 6 日	第 4 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	7月 23 日	第 5 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	7月 26 日	第 1 回 笠松町第 5 次総合計画審議会
	9月 2 日	第 6 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	9月 10 日	第 2 回 笠松町第 5 次総合計画審議会
	10月 8 日	笠松町第 5 次総合計画策定専門部会 (全体会)
	10月 18 日 ～ 22 日	笠松町第 5 次総合計画策定専門部会 (分科会)
	11月 2 日	第 7 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	11月 9 日	第 3 回 笠松町第 5 次総合計画審議会
	11月 17 日	第 8 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	12月 1 日 ～ 27 日	パブリックコメントの実施 (意見総数: 19 件)
	1月 6 日	第 9 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	1月 13 日	第 4 回 笠松町第 5 次総合計画審議会
	1月 25 日	第 10 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議
	1月 28 日	笠松町第 5 次総合計画・基本構想の議決
	2月 8 日	第 11 回 笠松町第 5 次総合計画策定本部会議

5 笠松町第5次総合計画 策定体制



6 総合計画の変遷

名称と将来像（基本理念）	計画期間と人口の設定	基本施策
笠松町総合計画 清流木曽川に抱かれた住み よい豊かな商工業都市	昭和 50 年度から 昭和 59 年度 人口設定 26,700 人	1 繊維部門を中心とした商工業振興の町 2 農業の緑と木曽川の自然が調和した憩いある町 3 知性豊かな教育文化の町 4 希望に満ちた福祉の町 5 住みよい清潔な環境の町
笠松町第 2 次総合計画 清流木曽川にいだかれ こころ豊かな連帯社会	昭和 56 年度から 平成 2 年度 人口設定 23,600 人	1 自然と調和し安全で快適に暮らせるまち 2 健康で安心して暮らせるまち 3 生きがいある生活を支える産業振興のまち 4 生活文化を高めこころ豊かに暮らせるまち
笠松町第 3 次総合計画 木曽の清流にいだかれた 個性豊かな生活文化都市 人・自然・文化の調和 ～“静”から“動”へのプロ ローグ～	平成 3 年度から 平成 12 年度 人口設定 26,000 人	1 生きがいと安らぎのあるまちづくり 2 活力と個性のあるまちづくり 3 快適でうるおいのあるまちづくり 4 心の豊かさと文化のかおるまちづくり
笠松町第 4 次総合計画 清流木曽川に抱かれた 個性豊かな生活文化都市 ～にぎわいが育む きらめ く未来～ （基本理念） “調和”を大切にしたまちづ くり～調和とは：互いの性 質が衝突しないで、新しい 良さを見いだすこと～	平成 13 年度から 平成 22 年度 人口設定 23,000 人	1 快適で暮らし心地のよいまち 2 温もりとやさしさに包まれたまち 3 学び活動する元気なまち 4 にぎわいと交流を育むまち 5 パートナーシップによるまち

注：笠松町総合計画は急変する社会情勢により、新しい視点で計画を見直すことが必要となり、昭和 56 年 3 月に第 2 次総合計画が策定された。

7 パブリックコメントで寄せられた意見

(1) 意見募集結果

	内 容
実施時期	平成 22 年 12 月 1 日 から 12 月 27 日まで
意見提出状況	提出者数 5 人 意見数 19 件
意見提出方法	郵送 1 人 ファクシミリ 1 人 電子メール 2 人 直接持参 1 人

(2) 意見の内容

序論について

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
1	3 ページ 計画の構成 (イメージ図) について	関連する個別計画の「男女共同参画プラン」を追加してはどうか。	関連する町の個別計画につきましては、主なものを記載しております。「男女共同参画プラン」は今後の施策展開のなかにおいて非常に重要なものであることから、追加記載いたしました。

基本構想について

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
2	23 ページ 4 土地利用構想 (2) 利用区分別土地利用の考え方 農業系	「優良農地としての機能保全を推進します」とあるがどうということか。 笠松町には農業振興地域はなく、農業を推進していくよりも市街化区域を拡大していくべきではないか。	市街化区域の拡大につきましては、人口動向や農地との配置等を勘案し、秩序ある土地利用を推進するよう検討してまいります。 また、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給の場としての機能のほかにも、水源のかん養や防災機能など多面的な機能を持っており、こうした多面的機能の発揮の基盤であることから、市街化区域と市街化調整区域のバランスをとりながら優良農地もできる限り確保していくことが重要であると考えております。
3	26 ページ 基本方向 2 生涯にわたって楽しく学べるまち 2-(2) スポーツ活動の推進	「スポーツ活動の推進」とあるが、「誰もがいつでも、いつまでも学び…」を受け、「生涯スポーツの推進」としてはどうか。	本計画書 51 ページにおいて、主な取り組みとして「②生涯スポーツの推進」を入れており、ここではより広い意味でとらえ、「スポーツ活動の推進」という表現を用いております。

基本計画について

基本方向1 いのち輝くやさしいまち について

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
4	40 ページ (1) 子育て支援の推進 <u>基本方針</u>	「～、子どもが健やかに成長し、また子どもを生み育てやすいよう子育て支援を推進します。」とあるが、「～、子どもが健やかに成長し、子どもを産み、夫婦で協力して子育てができるような支援を推進します。」としてはどうか。	子育て支援につきましては、夫婦間での協力はもちろんのこと、さらに広範囲でとらえることが重要であり、町全体で取り組む必要があると考えております。
5	40 ページ (1) 子育て支援の推進 <u>主な取り組み</u>	「男性・女性ともに育児休業が取りやすい環境の推進」をどこかに入れてはどうか。	本計画書 41 ページの主な取り組み「③地域における子育て支援の充実」のなかの「地域における子育て支援機能の強化」や、43 ページの主な取り組み「②男女共同参画の推進」にあります「事業所等における仕事と家庭生活の調和の推進」のなかで検討してまいります。
6	42 ページ (1) 人権尊重社会の実現 <u>主な取り組み</u> ②男女共同参画の推進	「町内事業所における女性管理職の積極登用」をどこかに入れてはどうか。	女性がその個性と能力を尊重され、企画立案や方針決定の過程に参画していくことは極めて重要であり、これまでは男性が従事する傾向にあった職域についても配置の拡大を図っていく必要があります。
7	42 ページ (1) 人権尊重社会の実現 <u>まちづくり指標</u>	「女性管理職の割合」を指標として追加してはどうか。	女性の管理職登用についても、適材適所の人材配置を基本とし、男女を問わず、管理職としての資質や能力、意欲を重視して行っていくことが重要であると考えております。
8	42 ページ (1) 人権尊重社会の実現 <u>住民・地域などに期待されること</u>	「固定的な性別役割分担にとらわれない家庭・職場環境づくり」とあるが、「育児・家事など夫婦が協力するとともに、男性・女性が育児休業を取得しやすい環境づくり」としてはどうか。	子育て支援につきましては、本計画書 40 ページに「(1) 子育て支援の推進」として掲載しております。 ここでは、すべての男性・女性が固定的な性別による役割分担にとらわれない環境づくりについて記載しております。

基本方向2 生涯にわたって楽しく学べるまち については意見なし

基本方向3 人がつどう活力あふれるまち について

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
9	56 ページ (2) 商工業の振興	下羽栗地区は商業施設が少ないため、岐阜都市計画マスタープランに基づき誘致を願いたい。	人がつどう活力あふれるまちに向けた都市機能の整備と集積を図りながら商工業の振興を推進してまいりますので、ご提案については、今後の施策検討の参考にさせていただきます。
10	58 ページ (3) 観光・イベントの推進 主な取り組み ①観光・交流を促進する基盤の整備	「観光・イベント等の情報発信」とあるが、「名古屋など中京圏に向けた」を文頭に加えたほうが良いのではないかと。	名古屋など中京圏はもちろん、インターネットをはじめとする情報通信網などの利用により、より広く情報発信をしてまいります。
11	58 ページ (3) 観光・イベントの推進 主な取り組み	ハード面で ①古い町並み(本町・八幡神社前)の電柱の地下埋設化 ②観光のまちに必要な公衆トイレの設置 をどこかに記載してはどうか。	電柱の地下埋設化の実施につきましては、道路幅員や地下埋設物の状況などによって大きく制限されますので、周辺の土地利用の状況を含め財政状況も勘案しながら個別・総合的に判断していくこととなります。 また、笠松町には現在 43 のまちの駅があり、そこでは腰を下ろせる場所があることや、地域の散策情報を提供できること、トイレが近くにあることなど、休憩、案内、交流、連携の 4 つの機能が備わっており、来訪者への対応は可能と考えております。

基本方向4 便利で快適な住みよいまち について

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
12	66 ページ (2) 便利で快適な道路網の整備	笠松駅から西金池町に通じる名鉄名古屋本線ガード下の道幅があまりにも狭くさらに鋭角になっており、通過するのに極めて難所となっているため、関係方面への働きかけにより拡幅をお願いしたい。	名鉄名古屋本線ガード下の拡幅につきましては、ガードの橋梁改修が困難であったことから、暫定措置として道路管理者の県に働きかけ、ガードへの進入角度を緩くする線形改良を行い、現在に至っております。 町内の狭あい道路につきましては、便利で快適な道路網の整備や防災上の観点などを踏まえながら、協働で基盤の整備を図っていく必要があると考えております。
13	68 ページ (3) 公共交通体系の充実	J R 東海道本線新駅設置の検討はしないのか。	本計画書 69 ページの主な取り組み「②地域公共交通サービスの検討」のなかで検討してまいります。

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
14	70、71 ページ (1) 良好な住環境の創出 主な取り組み ②うるおいのある景観づくり	下羽栗地区は公園が少ないため、整備をお願いしたい。	本計画書 71 ページの主な取り組み「②うるおいのある景観づくり」の「地区基幹公園や身近な街区公園の整備」のなかで、全町域を対象に検討してまいります。
15	72 ページ (2) 清潔で快適な環境の整備 主な取り組み	直接投入型ディスポーザーの導入を検討してほしい。	ディスポーザーの導入については、下水処理施設の負担が増大し、処理ができなくなることや、下水管路の閉塞を招くおそれがあることなど、現処理施設での問題の解消が必要となります。

基本方向5 安全で安心して暮らせるまち について

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
16	76 ページ (1) 防災対策の推進	東南海大地震等による災害を想定すると、外傷を受けた人に対する対応が、最初の最も大切な対応であるが、災害により病院機能が麻痺した場合には、被災していない地域へ患者を搬送する必要がある、被災者の集まる病院近くにヘリポートをつくるのが将来の防災計画を考える上で必要ではないか。	災害発生時の対応については、本計画書 77 ページの主な取り組み「①総合的な防災・災害時対策の推進」、②「地域における防災・災害時対策の推進」のなかで検討してまいります。ヘリポートの設置については、既存の公共施設用地等において緊急離着陸場としての代用の可能性等を含め総合的に検討してまいります。
17	76、77 ページ (1) 防災対策の推進 主な取り組み ③水害対策の充実	円城寺地内で平成 20 年に浸水被害があったが、具体的な対策を聞きたい。	本計画書 77 ページの主な取り組み「③水害対策の充実」のなかで検討してまいります。
18	78、79 ページ (2) 消防・救急体制の充実 主な取り組み ②救急・救助体制の整備	火災で焼死する高齢者が急増しており、高齢者の主な生活場所が把握できていれば助かる確率も高くなるため、「高齢者の家の中における生活場所（寝室・居間・台所）のマップ作成の推進」を追加してはどうか。	現在、住民との協働による災害時要援護者避難支援対策を進めておりますが、今後はご意見を参考に、本計画書 79 ページの主な取り組み「②救急・救助体制の整備」や 77 ページの主な取り組み「②地域における防災・災害時対策の推進」のなかでマップの作成について検討してまいります。

基本方向6 共に築き上げる協働と信頼のまち について

No.	指摘箇所	いただいたご意見の要旨	笠松町の考え方
19	84、85 ページ (1) 住民参加によるまちづくりの推進 主な取り組み ②広聴の充実	「町政懇談会やアンケート調査等の継続的な実施」とあるが、「町政懇談会」はどこでやっているのか。	毎年11月に町主催で全町内会長にお集まりいただき開催しております。懇談会では、町内会からの町政に対する要望に対し町長からお答えさせていただいております。

笠松町第 5 次総合計画

発行 笠松町

編集 企画環境経済部企画課

発行年月 平成 23 年 3 月

〒 501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町 1 番地

T E L : 058-388-1111 F A X : 058-387-5816